

東京都公報

発行

東京都

目次

21

規則

○特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……（総務局行政部政課）…
○市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……（総務局行政部市町村課）…

規則（教）

○学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則………
○東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則………

訓令（教）

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正………

規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項の次に次のように加える。

一の二 特例条例 第二条の表八の 項ツに規定する 宅地造成及び特 定盛土等規制法 （昭和三十六年 法律第百九十一 号）の施行に係 る事務のうち規 則に基づく事務 であつて別に規 則で定めるもの	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和六年東京都規則第八十一号）第三条第三項の規定による盛土規制法調書への付記及び同条第四項の規定による知事に提出すべき申請書の受理
---	--

第二条の表十七の項イ中「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書兼同意書」に改め、同項ニ中「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（更新）兼同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書（更新）兼同意書」に改め、同表二十九の三の項を次のように改める。

二十九の三 特例 条例第二条の表 六十一の三の項 チに規定する難 病の患者に対す る医療等に関する	難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第百九十四号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 規則第十八条の規定による東京都医療費助成対象者証明書の交付 ロ 規則第二十七条の規定による知事に提出すべき申請書等
--	--

る法律（平成二 十六年法律第五 十号）の施行に 係る事務のうち 規則に基づく事 務であつて別に 規則で定めるも の	の受理 ハ 規則第二十八条第三項の規定による知事に提出すべき申 請書の受理 ニ 規則第三十条第一項及び第二項の規定による知事に提出 すべき申請書等の受理並びに同条第三項の規定により知事 に返還される登録者証の受理 ホ 規則第三十一条の規定による知事に対して行うべき届出 の受理及び知事に返還される登録者証の受理 ヘ 規則第三十二条の規定による知事に対して行うべき届出 の受理
--	--

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表に一の二の項を加える改正規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和六年東京都規則第八十一号）の施行の日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十八号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項の次に次のように加える。

一の二 特例条例	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和六年東京都
----------	----------------------------

第二条の表六の 項ツに規定する 宅地造成及び特 定盛土等規制法 （昭和三十六年 法律第九十一 号）の施行に係 る事務のうち規 則に基づく事務 であつて別に規 則で定めるもの	規則第八十一号）第三条第三項の規定による盛土規制法調書 への付記及び同条第四項の規定による知事に提出すべき申請 書の受理
--	--

第二条の表十一の二の項イ中「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書兼同意書」に改め、同項ニ中「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（更新）兼同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書（更新）兼同意書」に改め、同表十三の四の九の項を次のように改める。

十三の四の九 特 例条例第二条の 表二十九の六の 十九の項チに規 定する難病の患 者に対する医療 等に関する法律 （平成二十六年 法律第五十号） の施行に係る事 務のうち規則に	難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二 十六年東京都規則第百九十四号。以下この項において「規 則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 規則第十八条の規定による東京都医療費助成対象者証明 書の交付 ロ 規則第二十七条の規定による知事に提出すべき申請書等 の受理 ハ 規則第二十八条第三項の規定による知事に提出すべき申 請書の受理 ニ 規則第三十条第一項及び第二項の規定による知事に提出 すべき申請書等の受理並びに同条第三項の規定により知事
--	--

基づく事務であ
つて別に規則で
定めるもの

に返還される登録者証の受理

ホ 規則第三十一条の規定による知事に対して行うべき届出
の受理及び知事に返還される登録者証の受理

ヘ 規則第三十二条の規定による知事に対して行うべき届出
の受理

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表に一の二の項を加
える改正規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和六年東京都規則第八十
一号）の施行の日から施行する。

規 則（教）

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十
二号）の一部を次のように改正する。

別表第一10の部(1)の項中「科学技術科」の下に「食品サイエンス科、IT・環境
科」を加え、同表17の項中「小笠原村の」を「教育庁小笠原出張所に勤務する職員が、
同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は小笠原村の」に、「又は」を「若しく
は」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委
員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表11の項中「東京都立小笠原高等学校」を「教育庁小笠原出張所に勤務する職員が、
同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は東京都立小笠原高等学校」に、同表11
の部(1)の項中「行政職給料表(二)四級の職にある者」を「行政職給料表(一)三級以上の職に
ある者
に、同部(2)の項中「行政職給料表(二)三級以下の職にある者」を「行政職給料表
者」に、同部(2)の項中「行政職給料表(二)三級以下の職にある者」を「行政職給料表
(一)二級以下の職にある者
(二)三級以下の職にある者」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第三号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都教育委員会訓令第九
号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

別表第三総務部広報統計課の項の次に次のように加える。

東京都教育庁 出張所に勤務する職員	出張所に勤務する職員	出張所に勤務する職員	出張所に勤務する職員
その割振りは、所属長が定める。	その割振りは、所属長が定める。	その割振りは、所属長が定める。	その割振りは、所属長が定める。
(一) 午前七時から午後四時十五分まで	(一) 午前七時から午後四時十五分まで	(一) 午前七時から午後四時十五分まで	(一) 午前七時から午後四時十五分まで
(二) 午前七時三十分から午後四時四十五分まで	(二) 午前七時三十分から午後四時四十五分まで	(二) 午前七時三十分から午後四時四十五分まで	(二) 午前七時三十分から午後四時四十五分まで
(三) 午前八時から午後五時十五分まで	(三) 午前八時から午後五時十五分まで	(三) 午前八時から午後五時十五分まで	(三) 午前八時から午後五時十五分まで
(四) 午前八時三十分から午後五時四十五分まで	(四) 午前八時三十分から午後五時四十五分まで	(四) 午前八時三十分から午後五時四十五分まで	(四) 午前八時三十分から午後五時四十五分まで
勤務時間中 一時間三十分とし、その分とし、その分とする。	勤務時間中 一時間三十分とし、その分とし、その分とする。	勤務時間中 一時間三十分とし、その分とし、その分とする。	勤務時間中 一時間三十分とし、その分とし、その分とする。
日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日

附
則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価	
一箇月	六、六〇〇円
（郵送料を含む。）	

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001